

## 研修用資料

# 「いじめへの適切な対応に向けて」 ～いじめの重大事態の調査報告書から考える～

全国的に、いじめにより尊い命が失われる事案や、一部の教職員がいじめの問題を抱え込むなどの事案が後を絶たず、本道においても、深刻な問題に至ったいじめの事案が発生しています。

こうした中、各学校において、日頃から、いじめの防止等に向けた取組を推進することはもとより、いじめの重大事態の再発防止に向けた取組の充実を図る必要があることから、この度、本道において発生したいじめの重大事態に基づいた実践的な研修用資料を作成しました。

いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こり得るものであり、また、重大事態へと発展する可能性があるとの認識をもつ必要があります。本資料を活用した計画的な校内研修を通して、教職員一人一人が、いじめを看過したり軽視したりすることなく、迅速かつ丁寧な対応を行うことができるよう、自校の校内体制の見直しや取組の工夫・改善に努めましょう。

※ 本資料の活用にあたり、別冊の「Ⅱ 申立ての内容と調査対象となる事項」の「2 申立てに至る経緯」(5～7ページ)を読み、事案の概要を把握した上で、次の観点から、自校の対応状況や取組を見つめ直しましょう。

### <目次>

- ① いじめの正確な認知に向けて . . . . . 1ページ
- ② いじめの未然防止に向けて . . . . . 2ページ
- ③ いじめへの適切な対応に向けて . . . . . 3ページ

別冊 研修用資料「調査報告書」【公表版】(平成30年3月 北海道いじめ問題審議会)

## ① いじめの正確な認知に向けて

「Ⅲ 調査に基づく認定」(7～11ページ)には、申立てのあったいじめの内容や調査結果、事実の認定がまとめられています。

調査報告書(7～11ページ)を読み、次の点について話し合しましょう。

(1) 本事案は、部活動内において、当該生徒が下級生として行うべき仕事などをうまく行うことができず失敗を繰り返す中、上級生が乱暴な言葉をつかって叱責するなどのいじめの行為が行われた事案です。

自校において、いじめられた本人にも原因があると捉えて、いじめとして認知されていないケースがないか、振り返ってみましょう。

また、いじめの認知に当たって、「継続性がない」「一方的でない」「深刻でない」などの理由から、いじめとして認知していないケースがないか、点検してみましょう。

※「継続性がない」「一方的でない」「深刻でない」などは、いじめの認知を判断する要件ではありません。

(2) いじめを見逃さず、正確に認知するために、どのような校内体制や取組などが必要か話し合しましょう。

## ② いじめの未然防止に向けて

「Ⅳ いじめの背景となる要因」（11ページ）には、いじめが発生した背景がまとめられています。

調査報告書（11ページ）を読んで、次の点について話し合きましょう。

(1) 調査報告書では、部活動内における雰囲気や文化がいじめの温床となっていたことや、部活動の顧問の部員への関わり方が他の部員からのいじめを助長したことが指摘されています。このような状況に置かれている児童生徒がどのような気持ちで学校生活を送っているか話し合きましょう。

(2) 自校の学級や部活動内の様子、自校の児童生徒との接し方について、現状を振り返りましょう。

(3) 学級や部活動内において、いじめを生まない環境づくりに向けて、どのようなことが求められるか話し合きましょう。

### ③ いじめへの適切な対応に向けて

「Ⅵ 学校の対応・教育委員会の対応」(13～19ページ)には、本事案における学校の対応がまとめられています。

調査報告書(13～19ページ)を読んで、次の点について話し合しましょう。

(1) 次のア、イについて、本事案における学校の対応に、どのような課題があったか、話し合しましょう。

ア 初期対応(保護者がいじめの可能性について訴えてから認知まで)

イ 認知後の対応(いじめを認知した後の被害生徒への支援、加害生徒への指導、保護者対応、当該生徒以外の生徒への指導等)

(2) (1)の課題を改善するため、次のア～エの観点における留意点を話し合しましょう。

ア いじめの訴えに対する組織的な対応

イ いじめを受けた児童生徒やその保護者への支援

ウ 加害とされる児童生徒やその保護者への指導

エ 関係機関との連携